

令和2年3月吉日

お客様各位

真岡信用組合

「民法改正」を踏まえた各種預金規定等の改定について

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

当組合では、令和2年4月に施行される民法改正を踏まえ、令和2年4月1日（水）より各種預金規定を下記のとおり改定いたします。

改定後の内容は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

下記にて主な改定内容について、お知らせいたします。

記

1. 主な改正内容

- (1) 「成年後見人等の届出」条項に、成年後見人等ご本人についても、補助・保佐・後見が開始された場合に届出していただくことを追加します。

「成年後見人等の届出」条項の一部追加（下線部）

（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)～(5) 変更なし

- (2) 各種規定等の変更時の周知方法、適用時期について明確化した条項を新設します。

「規定の変更等」条項の新設

（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- (3) 定期預金の満期日前解約の取扱いについて、「預金の解約、書替継続」条項で明確化し、それに対応して「利息」条項も改定します。

定期預金共通規定 「預金の解約、書替継続」条項の一部追加（下線部）

9.（預金の解約、書換継続）

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)～(4) 変更なし ※番号繰り下げ
- (略)

「預金の解約、書替継続」条項の一部追加（下線部）	
(利息)	
(1)～(2) 変更なし	
(3) この預金を定期預金共通規定9.(1)により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定9.(4)および(5)により解約するには、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（複利型とした場合は、6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。	
(略)	

2. 対象となる預金規定等

(1) 預金規定

NO.	規定名称	成年後見人等の届出	規定の変更等	定期預金の満期前解約の制限の明確化
1	当座預金規定	○	○	
2	定期性総合口座取引規定	○	○	
3	普通預金規定	○	○	
4	無利息型普通預金規定	○	○	
5	貯蓄預金規定	○	○	
6	納税準備預金規定	○	○	
7	通知預金規定	○	○	
8	定期預金共通規定	○	○	○
9	期日指定定期預金規定		○	○
10	自動継続期日指定定期預金規定		○	○
11	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）		○	○
12	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）		○	○
13	自由金利型定期預金規定（大口定期）		○	○
14	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）		○	○
15	変動金利定期預金規定		○	○
16	自動継続変動金利定期預金規定		○	○
17	定期積金規定	○	○	○
18	休眠預金等活用法に係る預金規定		○	

(2) その他

NO.	規定名称	成年後見人等の届出	規定の変更等	定期預金の満期前解約の制限の明確化
1	振込規定		○	
2	キャッシュカード規定		○	
3	I Cキャッシュカード特約		○	
4	デビットカード取引規定		○	
5	インターネットバンキング利用規程		○	
6	でんさいサービス利用規程		○	
7	自動貸金庫規定		○	
8	貸金庫規定		○	
9	個人向け国債の振替決済口座管理規程（振込国債）		○	

3. 改定日

令和2年4月1日（水）

以上